

# 食品安全委員会農薬専門調査会

## 第49回会合議事録

1. 日時 平成30年4月18日（水） 15:00～16:03

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

### 3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門委員の職務について
- (4) 平成30年度食品安全委員会運営計画について
- (5) 座長の選出・座長代理の指名
- (6) 農薬専門調査会の運営体制について
- (7) 各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び座長代理の指名、幹事会に所属する専門委員及び専門参考人の指名
- (8) その他

### 4. 出席者

#### (専門委員)

赤池専門委員、石井専門委員、乾専門委員、太田専門委員、小野専門委員、加藤専門委員、川口専門委員、久野専門委員、桑形専門委員、代田専門委員、杉原専門委員、清家専門委員、豊田専門委員、中塚専門委員、長野専門委員、中山専門委員、納屋専門委員、西川専門委員、根岸専門委員、藤井専門委員、本多専門委員、本間専門委員、増村専門委員、松本専門委員、美谷島専門委員、森田専門委員、安井専門委員、山本専門委員、與語専門委員、吉田専門委員、若栗専門委員、渡邊専門委員

#### (専門参考人)

林専門参考人

#### (食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員

#### (事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、吉田評価第一課長、濱砂課長補佐、横山課長補佐、

岩船係長、宮崎係長、一ノ瀬専門職、藤井専門職、星川専門職、町野専門職、山本専門職、海上技術参与、沖山技術参与、河野技術参与、清水技術参与、進藤技術参与、鈴木技術参与、吉田技術参与

## 5. 配布資料

- 資料1-1 食品安全委員会専門調査会運営規定
- 資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料2 平成30年度食品安全委員会運営計画
- 資料3 農薬専門調査会専門委員等名簿（平成30年4月現在）
- 資料4 農薬専門調査会の運営体制に関する事項（案）（平成22年6月1日農薬専門調査会決定）
- 資料5 農薬専門調査会評価体制（案）（平成30年4月）
- 参考1 農薬専門調査会開催実績（平成28年4月1日～平成30年3月31日）
- 参考2 農薬専門調査会の運営等について

## 6. 議事内容

### ○濱砂課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから第49回農薬専門調査会を開催いたします。

先生方には、天気の悪い中、またお忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局の課長補佐を務めます、濱砂と申します。座長が選出されるまでの間、議事進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては、公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

このたび、4月1日付をもちまして、農薬専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合に当たりますので、まず初めに佐藤食品安全委員会委員長より御挨拶させていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

### ○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤でございます。

農薬専門調査会はベテランの先生が多いのですが、新任の先生方もいらっしゃいますし、今日は新しい任期の第1回目ということで、一言御挨拶申し上げたいと思います。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げたいと思います。既に、安倍内閣総理大臣から、平成30年

4月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名することになっておりますので、先生方を農薬専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは、非常に重要なことであります。専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家を初め、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断に基づいて調査審議していただきたいと思います。

なお、専門調査会の審議については、原則、公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、傍聴の方々には先生方の科学的な議論を聞いていただくことができますし、情報の共有にも資するものと考えてございます。

さて、農薬専門調査会は、食品中の残留農薬に関する食品健康評価を行うために設置しておるわけです。農薬は農作物に意図的に使用されるものであることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、動物代謝、植物代謝など、幅広い分野から総勢54名の専門家に御参画いただいております。皆様の幅広い治験が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

食品中の残留農薬の問題については、日ごろより国民の皆さんの関心が高く、注目されているところであります。また、最近では再評価制度の導入を初めとする、農薬登録制度の見直しも検討されております。このような中、農薬専門調査会では、これまで延べ1,000件近くにも及ぶ食品健康影響評価を終了していただきました。

食品安全委員会における農薬の評価においては、農産物に残留する農薬そのものだけではなく、農薬が農作物で代謝を受けて代謝物を生成する場合や、家畜に飼料として給与された飼料作物中の残留農薬が、家畜で代謝等をされて畜産物中に残留する場合など、さまざまな形態で人が摂取する可能性を考慮し、総合的に評価していただくとともに、ばく露のシナリオとしても、一生涯にわたって毎日摂取した場合に加え、24時間あるいはそれより短期間の摂取による影響についても検討していただいているところでありますが、引き続き科学的な評価のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず、強い関心が寄せられています。専門委員の仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行するべく御尽力いただきますように、重ねてお願ひ申し上げて挨拶いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○濱砂課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日机上配付しております、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料ですが、議事次第、座席表、  
資料1-1、食品安全委員会専門調査会等運営規程、  
資料1-2、食品安全委員会における調査審議方法等について、  
資料1-3、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、  
こちらは、各先生から御提出いただいたものでございます。

資料2、平成30年度食品安全委員会運営計画、  
資料3、農薬専門調査会専門委員等名簿、こちらは、平成30年4月現在のもの  
でございます。

資料4、農薬専門調査会の運営体制に関する事項（案）、

参考1、農薬専門調査会開催実績、

参考2、農薬専門調査会の運営等について、でございます。

これらにつきましては、近日中にホームページに掲載する予定でございます。

また、そのほかに先生方のお手元には、専門委員の職務関係の資料、農林水産省より提供  
いただいております再評価制度についての資料、今後改めて先生方に資料を送付する  
際の資料送付に関するお伺いに関して、それぞれ机上のほうに配付してございます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等がございましたら事務局までお  
申しいただければと思います。

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

議事2としまして、専門委員等の紹介でございます。

資料3の専門委員等名簿にありますように、今回農薬専門調査会の専門委員、専門参考  
人の先生方は、先ほど委員長から御挨拶ありましたが、総勢54名でございまして、本日は  
33名の専門委員、専門参考人の先生方に御出席いただいております。

浅野専門委員、上路専門参考人、小澤専門委員、腰岡専門委員、三枝専門参考人、佐藤  
専門委員、篠原専門委員、高木専門委員、高橋専門委員、玉井専門委員、中島美紀専門委  
員、中島裕司専門委員、永田専門委員、八田専門委員、平塚専門委員、平林専門委員、福  
井専門委員、藤本専門委員、堀本専門委員、山手専門委員、義澤専門委員の21名の先生方  
は、本日御都合により欠席でございます。

それでは、農薬専門調査会に御就任いただきました先生方を、五十音順に御紹介させて  
いただきます。その後、引き続き先生方から、恐れ入りますが、時間もあれですのでお一  
言だけ、簡単に自己紹介のほうをお願いできればと思っております。

まず初めに、和歌山県立医科大学客員教授兼京都大学名誉教授の赤池昭紀先生です。

○赤池専門委員

赤池でございます。よろしくお願いたします。専門は薬理学と神経毒性になります。

○濱砂課長補佐

ありがとうございました。

すみません、今日は席が多分きついで、座ったままでお願いできればと思います。大

変失礼いたしました。

続きまして、国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部第一室長の石井雄二先生。

○石井専門委員

国立衛研の石井と申します。よろしく申し上げます。遺伝毒性を担当させていただきます。

○濱砂課長補佐

神戸大学バイオシグナル総合研究センター准教授の乾秀之先生です。

○乾専門委員

神戸大の乾です。専門は植物代謝です。よろしく申し上げます。

○濱砂課長補佐

乾先生は新任の先生でございます。

続きまして、東京薬科大学名誉教授の太田敏博先生。

○太田専門委員

太田です。この3月で東京薬科大学を定年になりました。専門は遺伝毒性を担当しております。

○濱砂課長補佐

続きまして、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授、小野敦先生です。

○小野専門委員

小野です。よろしく申し上げます。一般毒性を担当しております。

○濱砂課長補佐

続きまして、名城大学薬学部准教授の加藤美紀先生です。

○加藤専門委員

加藤でございます。専門は動物代謝です。よろしく申し上げます。

○濱砂課長補佐

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科衛生学・健康増進医学分野准教授の川口博明先生です。

○川口専門委員

鹿児島大学の川口です。一般毒性を担当しております。よろしく申し上げます。

○濱砂課長補佐

豊川市民病院病理診断科部長、久野壽也先生です。

○久野専門委員

久野でございます。動物毒性を担当しております。

○濱砂課長補佐

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所安全性事業部安全性評価室主任研究員の桑形麻樹子先生です。

○桑形専門委員

桑形です。生殖毒性を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

元麻布大学獣医学部動物応用科学科教授の代田眞理子先生です。

○代田専門委員

この3月で麻布大学を定年退職いたしました。生殖発生毒性を担当いたしております。代田眞理子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

広島国際大学薬学部教授の杉原数美先生です。

○杉原専門委員

杉原と申します。動物代謝を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センターユニット長の清家伸康先生です。

○清家専門委員

農研機構の清家と申します。植物代謝が担当になります。よろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部第二室長の豊田武士先生です。

○豊田専門委員

国立衛研の豊田と申します。一般毒性を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

公益財団法人名古屋産業科学研究所中部TLOコーディネーター技術・戦略アドバイザーの中塚敏夫先生です。

○中塚専門委員

中塚と申します。専門は桑形先生、代田先生と同じ生殖発生毒性です。よろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

長野毒性病理コンサルティング代表、元中央労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センター副所長の長野嘉介先生です。

○長野専門委員

長野です。一般毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○瀨砂課長補佐

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門花き生産流通研究領域長の中山真義先生です。

○中山専門委員

中山です。植物代謝を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

元国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員の納屋聖人先生です。

○納屋専門委員

納屋でございます。4月から無所属でございます。担当は生殖毒性です。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所客員研究員の西川秋佳先生です。

○西川専門委員

西川です。専門は一般毒性と発がん性です。よろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

日本薬科大学非常勤講師の根岸友恵先生です。

○根岸専門委員

根岸と申します。担当は遺伝毒性をやっております。よろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所名誉所員の林真先生です。

○林専門参考人

林と申します。3月で卒業の予定だったのですが、どうも落第させられたようで、もうしばらくおつき合いさせていただくことになりました。専門は遺伝毒性、その他になります。

○濱砂課長補佐

株式会社化合物安全性研究所安全性研究部主任研究員の藤井咲子先生です。

○藤井専門委員

新任の藤井と申します。生殖発生毒性を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

前橋工科大学工学部生物工学科教授の本多一郎先生です。

○本多専門委員

本多です。専門は植物代謝です。よろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部長の本間正充先生です。

○本間専門委員

本間です。よろしくお願いいたします。遺伝毒性を担当しています。

○濱砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部第三室長の増村健一先生です。

○増村専門委員

増村です。遺伝毒性を担当しております。どうぞよろしく申し上げます。

○瀧砂課長補佐

信州大学基盤研究支援センター特任教授の松本清司先生です。

○松本専門委員

松本でございます。一般毒性を担当させていただきます。よろしく願いいたします。

○瀧砂課長補佐

東京農業大学応用生物科学部食品安全健康学科准教授の美谷島克宏先生です。

○美谷島専門委員

美谷島でございます。一般毒性を担当させていただいています。よろしく願いいたします。

○瀧砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部第三室長の森田健先生です。

○森田専門委員

森田です。よろしく願いいたします。遺伝毒性を担当しております。

○瀧砂課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部第一室長の安井学先生です。

○安井専門委員

安井です。遺伝毒性を担当させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○瀧砂課長補佐

安井先生も新任の先生でございます。

続きまして、麻布大学名誉教授の山本雅子先生です。

○山本専門委員

山本でございます。生殖発生毒性を担当させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○瀧砂課長補佐

公益財団法人日本植物調節剤研究協会技術顧問の與語靖洋先生です。

○與語専門委員

與語です。植物代謝を担当しています。よろしく申し上げます。

○瀧砂課長補佐

日本獣医生命科学大学応用生命科学部食品科学科教授の吉田充先生です。

○吉田専門委員

吉田です。植物代謝を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所公益事業部食品衛生部外部精度管理調査室研究員の若栗忍先生です。

○若栗専門委員

若栗と申します。遺伝毒性を担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター上級研究員の渡邊栄喜先生です。

○渡邊専門委員

渡邊と申します。植物代謝を担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○濱砂課長補佐

渡邊先生も新任の先生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、食品安全委員会事務局のほうにまいります。

食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いただきました、佐藤委員長。また、一番奥になりますけれども、農薬専門調査会の主担当の吉田委員。副担当の山添委員。佐藤委員長も副担当でございます。

続いて、事務局を紹介いたします。事務局長の川島。

事務局次長の小平。

評価第一課長の吉田。

本日欠席でございますが、評価調整官の橘も担当いたします。

続きまして、課長補佐の横山。

続いて、後ろになります。専門職の一ノ瀬、藤井、星川、町野、山本。

係長の岩船、宮崎。

さらに後ろになりまして、技術参与で、海上、沖山、河野、清水、進藤、鈴木、吉田。

あと、先ほどまで受け付けをしていました神谷が、御出席のほうの案内で事務補佐として担当しております。

また、私課長補佐の濱砂でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事3のほうに移らせていただきます。専門委員の職務についてでございますが、こちらは評価第一課長の吉田より説明させていただきます。

○吉田評価第一課長

それでは、少しお時間いただきまして、議題の3に関しまして、私から説明させていただきます。

先ほど、配付資料確認の際に机上配付という形で御紹介させていただきました、少し厚目の資料でございますけれども、表紙に「専門委員職務関係資料」と書いている資料がご

ざいます。こちらのほうを御用意いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。大部の資料でございます。

この資料には、資料1-1あるいは資料1-2関連の内容も含まれておりますので、この資料に基づきまして、また、今回既に再任という形で何年も継続していただいております先生方も多数おられますけれども、少しおさらいといいたいでしょうか、確認の意味も込めまして、改めて御紹介をさせていただきたいと思いますが、2年に1度ということでございますので、できるだけコンパクトに説明を差し上げたいと思いますので、御容赦いただければと思っております。

まずおめくりいただきまして、1ページでございます。

「1 食品安全基本法について」でございます。この文は法律の文でございますので、後ほどお時間のあるときに詳細を御覧いただければと思っております。

その裏の2ページのところで、強いて申し上げればキーセンテンスということで御紹介しますと、この2ページの上のほうの枠囲いの中の、数字で3とございますが、ここに今回専門委員の先生方をお願いいたします、食品健康影響評価に関しましての記述がございますけれども、キーワードとしましては、科学的知見に基づくといった点、客観的かつ中立公正に行う、こういったところを御留意いただければと考えるところでございます。

4ページでございますが、3番の食品安全委員会の所掌事務ということで、枠囲みで条文を書いた後、次の5ページから解説ということが記載されてございます。その解説の中の(1)食品健康影響評価の実施、これが言わずもがな食品安全委員会の所掌事務になるわけでございます。

そのほか、6ページのところで、(2)評価結果に基づいた行政的対応の確保、これは先生方に今後作成いただきます評価結果を、私どもが関係の行政機関に通知するといったような対応も含むものでございます。

それから、7ページの(3)リスクコミュニケーションの推進、これも私ども委員会の仕事の一つということになります。

さらには、その下のほうですが、(4)意見具申をすることもできるというところなどが所掌ということでございます。

8ページでございますが、中ほどに「5 専門委員」という事項があるかと思えます。この専門委員のところでございますが、基本法の第36条に専門委員の規程がございまして、内閣総理大臣が任命するなどの記述がございまして、各専門委員の先生方のステータスが、ここで法的な根拠があるということになるかと思えます。

ここで、この調査会などとの関係につきましては、資料1-1の2枚紙に基づきまして、少し補足させていただきます。

この資料1-1というのが、食品安全委員会の専門調査会等の運営規程でございますけれども、この運営規程の1ページ目の第2条の第1項におきまして、2枚目にある別表のとおり、農薬専門調査会を含む12の調査会が設置されているところでございます。なお、

そのほかに6つのワーキンググループも設置されています。

そしてまた、この1-1の1ページに戻っていただきまして、この規程の第2条の第2項に基づきまして、食品安全委員会の佐藤委員長が先生方を農薬専門調査会の構成メンバーとして指名させていただいているということをお承知いただければと思います。

また、こちらの大部の職務関係資料のほうに戻っていただければと思います。この大部の資料の10ページでございます。ただいま御紹介しました専門調査会の調査審議についてというものでございます。第1にございますとおり、ここは審議の手順などを示したものでございます。そのほか、留意事項などにつきまして、全体のまとめが10ページ、11ページと、そして12ページからが少し詳しい記述という形になってございます。

まず審議の手順につきまして、12ページのチャートを御覧いただければと思います。このチャート、詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、基本的には評価依頼を私どもが受理した後、食品安全委員会、いわゆる親委員会と呼んでおりますが、そこで具体的な検討を専門調査会に依頼するといった手順を踏んだ後に、先生方にはその下の専門調査会というところで、個別の農薬に関しまして御審議をいただく。その上で評価書案を作成していただきますが、これが基本的に先生方にお願ひする事項になろうかと思ひます。

その評価書案につきましては、いわゆるパブリックコメント、国民からの意見・情報の募集というものを行った後、必要に応じて専門調査会に再度お諮りして、その内容について見ていただくということがございます。それがこの専門調査会という下のほうの枠囲みのところでございますが、この部分が個別品目審議においてお願ひするもう一つの内容といったところになろうかと思ひます。

13ページでございますが、ここはタイトルにもございますとおり、既に評価結果を有している農薬に、再度評価依頼が来る。そういった場合の取り扱いを示したものでございます。今後も調査会の中で、言葉としてはいわゆる重版物といった言葉がたびたび出てくるかと思ひますが、そういったものがここに該当するというので、新たな科学的知見の存在が確認される場合には調査会で御審議をいただく。そういう流れになろうかと思ひます。

15ページでございます。こちらはこれまでの実績を示しているところでございまして、農薬につきましては、この表の上から4つ目の欄に記載がございまして、累積で申し上げますと、依頼については1,100件を超える依頼を受け、そのうち評価が終了したものが3月23日時点で949ということになります。29年度分だけを御覧いただいても、65という数字でございまして、御覧いただければわかりますとおり、ほかの調査会と比べましてもかなりの数を見ていただいている、おまとめいただいているということで、この場をおかりしまして改めて感謝申し上げたいと思ひます。また、加えまして、また今後2年間御協力のほどをよろしくお願ひしたいというところでございまして。

16ページ、これは先ほど御説明しました資料1-1の部分と同じでございますが、そのほかの内容としましては、第2条で座長は専門委員の互選により選出するといったことでありますとか、あるいは座長代理は座長があらかじめ指名するといった規程などが記載さ

れてございます。

17ページの第5条で任期を示しておりますが、2年ということで今回お願いしているところでございます。

少しめくっていただきまして、20ページでございます。企業申請物ですとか、あるいは先生方が申請資料の作成に関与しているというようなケース、こういった内容も含めて、ここで言う2の(1)の①～⑥に該当するようなケース。こういったような場合の取り扱いを示したものでございまして、21ページの(4)とか(5)でございますような委員会の開催の都度、その事実の確認を行わせていただくということになってございます。

それから、少し飛んでいただきまして、25ページでございますが、専門調査会におきます調査審議以外の業務という部分でございます。上から3つ目のパラグラフに記載がございますとおり、以下の業務についてこれまでも適宜御協力いただいているということでございますが、いわゆる食品健康影響評価以外に、リスクコミュニケーションをお願いする場合がありますとか、あるいは国際会合などへの出席、それから調査・研究企画会議、それから海外への情報発信、こういった点につきましても、こちらから御協力をお願いしたい場合には、ぜひとも御協力のほどお願いしたいと思っております次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それ以降、26ページに関しましては、リスク管理機関からの評価依頼が行われる場合のほか、食品安全委員会としましては自ら評価を行うことができるといった事項に関する規程でありますとか、あるいは34ページのところには緊急時対応についても記してございます。これは後ほど御覧いただければと思います。

さらには、36ページでございますが、専門委員の服務ということでございます。冒頭の上から3～4行目でございますが、専門委員におかれましては、一般職国家公務員であるといったところについて、御認識を持っていただければというものでございます。

38ページには、私どもが行っております研究事業について記載してございます。必要な研究を行うテーマなど、もしございましたら先生方からもぜひ奮って御応募いただければと考える次第でございます。

41ページでございますけれども、主に評価に用いるための情報収集あるいは文献収集などを行う、いわゆる調査事業というものも私どもは行っております。この調査事業を行う際にも、先生方あるいは学会単位などで色々御助言なり御協力をいただくこともあるかと思っておりますので、その都度御相談をさせていただければと思っております。

これ以降の資料に関しましては、説明は省略させていただきたいと思っておりますので、また適宜御覧いただければと思っております。

多くの先生方にはおさらいという形になって本当に恐縮でございますけれども、以上、この資料を用いての説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○濱砂課長補佐

何か御意見又は御質問はございますでしょうか。

また後ほど御覧いただいて、御質問等ございましたら、いつでも事務局のほうにお問い合わせいただければと思います。

それでは、次に議事4に移らせていただきます。平成30年度食品安全委員会運営計画についてでございます。こちらを引き続き、評価第一課長の吉田より説明のほうをさせていただきます。

○吉田評価第一課長

それでは、引き続きお願いいたします。

次は資料2をお願いいたします。平成30年度食品安全委員会運営計画という資料でございます。

こちらは御報告になりますけれども、1ページを御覧いただければと思います。＜審議の経緯＞という書き方でお示ししてございますけれども、今年の3月27日の食品安全委員会におきまして、今年度の運営計画が確定いたしましたので、本日はその後の最初の調査会になりますので、その内容について簡単に御報告をさせていただきます。

2ページでございます。「第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項」を示してございます。その中の(2)重点事項ということで、①～⑤までお示ししてございます。特に①でございますが、この食品健康影響評価の着実な実施ということでございますが、これにつきましては、特に食品用の器具・容器包装ポジティブリスト制度導入を含む食品衛生法改正などの動きを踏まえて対応するほか、新たな評価技術のリスク評価への活用についても検討するといった内容となっております。

そのほか、実はここには明示的には記述されておりませんが、農薬に関しましては、冒頭佐藤委員長の御挨拶にもございましたとおり、再評価制度の導入というものが検討されております。これについては、別途机上配布資料で、右肩に「机上配布資料（農林水産省提供資料）」という3枚紙の資料があるかと思いますが、こちらを少し御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

再評価制度についてというタイトルでございます。最初に1.経緯と現行制度の問題点と書いてございますけれども、農薬については審査を経て登録されるという形になるわけですが、1.の2つ目の●ですけれども、そういったような農薬でありましても、科学の進歩によりまして、必要なデータの種類あるいはレベルもどんどん変化しますし、また、抵抗性あるいは時代に応じた農業施策・防除方法に対応して使用方法も変化していく必要もあるということでございます。他方、欧米では有効成分ごとに定期的に農薬についての再評価を行っている。それに対し、4つ目の●でございますけれども、我が国にはこのような定期的な農薬についての再評価制度がないということで、例えば欧米での再評価の結果、安全性に懸念ありとして登録抹消されたような古い剤も再評価を受けないまま維持されているような懸念も拭えないというようなことが問題点として考えられております。

このようなことから、裏側の2ページでございますけれども、3.で今後新たに導入を考えている制度でございますが、その概要が6つ目の●のところに「概要」という形である

と思いますが、そこにあります、最初の①ですけれども、有効成分ごとに定期的に再評価する制度を導入してはどうかと。2021年の4月からということで、その際には定期的に最新の科学に基づいた安全性評価やラベルの有効性の検証を行うということでもあります。②としまして、再評価の期間ですけれども、15年置きということを提唱しています。③としまして、その開始が2021年ということをごさいます、最後一番下のところの⑤でございすけれども、評価結果に基づきまして、原体規格の設定、あるいはADI、ARfDなどの毒性指標等の確認又は再設定をする。このような制度を現在農林水産省のほうで導入を検討しており、現在農薬取締法の改正法案が国会に提出されているという状況でございます。

戻っていただきまして、このような再評価制度導入の動きに合わせまして、再評価関連事項に関する検討でありますとか、あるいは後ほど御説明します農薬の評価指針の作成などといったことも農薬専門調査会をお願いすることになるかと思っておりますので、重点事項の①の関連ではこういったこともあわせてよろしくお願ひしたいと思っております。

また、資料2の重点事項を続けますけれども、そのほかに②としてはリスクコミュニケーション、それから③では時代に即した評価というものを的確に行うための研究・調査事業の活用、④として海外への情報発信、関係機関との連携。それから、⑤として緊急時の対応、こういったところを重点事項として掲げているところでございます。

3 ページでございます。「第2 委員会の運営全般」ということで、こちらについては(3) 専門調査会の開催ということで、まさに先生方には専門調査会に御出席いただきまして、その中で調査審議を行っていただくということで、今後につきましてもよろしくお願ひ申し上げます。

4 ページですけれども、「第3 食品健康影響評価の実施」という部分がございす。この中で、特に真ん中あたりに「2 評価ガイドラインの策定等」というところがございす。これに関しましては、現在さまざまな評価ガイドラインづくりを進めているところでございす、ここの中の第3 パラグラフの中で「さらに」ということで始まりますが、農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進める旨も規定させていただいております。先ほどありました再評価制度導入も見据えても、この評価ガイドラインは必要と考えておりますので、先生方にはどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次の5 ページですけれども、「第4 食品健康影響評価の結果に基づく実施状況の監視」、「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」、こういったところは従来にも増してますます加速して対応したいと思っているところでございす。

少し飛んで7 ページでございす。「第6 リスクコミュニケーションの促進」という項目がございす。ここでは(1) ホームページで各専門調査会を紹介したページを設けるとか、あるいは(3) メールマガジンで委員会や調査会などの活動状況を簡潔にWeekly 版として発信するとともに、めくっていただきまして(5) 冊子等の紙媒体等として、委員会の1年間の取り組みをわかりやすく冊子にまとめるとか、あるいは(6) YouTubeに普及啓発の講座の動画を掲載するといったような取り組みを、この30年度についてはかな

りウェイトを置いて戦略的にやっついこうというメッセージを込めているところがございます。

そのほか、9ページ以降に第7～9もございますが、これについても一生懸命取り組んでいこうということでございます。

以上、運営計画を足早で説明させていただきましたけれども、何かお気づきの点等ございましたら、今後御助言等いただければ幸いです。

以上でございます。

○濱砂課長補佐

続きまして、議事5 座長の選出・座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明のありました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項により、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」ととされています。

どなたか、御推薦のほう、ございませんでしょうか。赤池先生、お願いします。

○赤池専門委員

座長につきましては、西川専門委員が適任と考えるので、御推薦いたします。

○濱砂課長補佐

ほかにごございませんでしょうか。代田先生、お願いします。

○代田専門委員

私も西川専門委員が適任だと思いますので、御推薦をいたします。

○濱砂課長補佐

ありがとうございます。

ほかにごないか御推薦ございますでしょうか。松本先生、お願いします。

○松本専門委員

私も西川専門委員が適任と考えるので、御推薦いたします。

○濱砂課長補佐

ほかによろしいでしょうか。

ただいま赤池先生、代田先生、また松本先生から、西川専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでしょうか。御賛同される先生におかれましては、拍手のほういただければと思います。

(各専門委員・専門参考人より拍手)

○濱砂課長補佐

ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、座長に西川専門委員が互選されました。

それでは、早速ですが、西川座長のほうから一言御挨拶をお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

○西川座長

前期に引き続き、座長を申しつかることになりました。よろしく願いいたします。

私自身、3月で国立衛研安全センターを辞しまして、国立衛研の客員研究員という立場で座長を務めさせていただきます。よろしく願いします。

○濱砂課長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項により、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございますので、西川先生、座長代理の指名をお願いいたします。

○西川座長

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私から納屋専門委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○納屋専門委員

はい、お受けいたします。

○西川座長

お引き受けくださり、ありがとうございます。

○濱砂課長補佐

では、納屋先生、座長代理の席にお願いできますでしょうか。

(納屋専門委員、座長代理席へ移動)

○西川座長

それでは、納屋座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○納屋座長代理

西川先生の足を引っ張らないように、お手伝いができるようにしっかり務めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○濱砂課長補佐

よろしく願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、西川座長のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○西川座長

それでは、議事6 農薬専門調査会の運営体制についてに入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○濱砂課長補佐

それでは、お手元に資料4と参考2のほうをお願いいたします。

まず資料4に基づきまして、農薬専門調査会の運営体制に関する事項について御説明申し上げます。

資料4でございますが、前期に当たりましては、一部の専門に関して、先生方がなかなかいらっしゃらないということもございまして、三部会制度のほうがあったのですけれども、今期におきましては各先生方に御協力いただきながら、部会のほうを4つにさせていただければと事務局から提案してございます。

具体的には、第3条の第1項でございますが、「及び第四部会」というのを新しく記載するといった提案になってございます。

また、それに関連しまして、参考2のほうをお配りしてございます。

「農薬専門調査会の運営等について」ということで、こちらは先月の第158回の農薬専門調査会の幹事会の際に事務局からお配りさせていただいたものでございます。2ページから具体的に、先ほど説明しました資料4の「農薬専門調査会の運営体制に関する事項(案)」とあわせまして、農薬専門調査会ではこちら「農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について」ということで、こちらは平成24年に農薬専門調査会のほうで御決定いただいたものでございまして、こちらに基づいて各幹事会と部会の役割等について記載されているものでございます。

お戻りいただきまして、1ページになりますが、先ほど課長の吉田のほうからもお話がありました。農薬専門調査会、約15年がたって、また2021年から再評価制度が開始される予定であるということも踏まえまして、今後、農薬の評価はより一層効率的かつ効果的に行われることが課題となっていると事務局としては考えてございまして、運営につきましては、以下の見直しをお願いしたいということで、3つ挙げてございます。

1つ目ですが、幹事会におきましては、先ほどお話がありました再評価に関する話とか、指針の話、さらにまだ暫定基準が設定されている剤につきましても、一部答申が終わっていないものもございまして、また、その再評価制度が入ってきますので、どのように評価を進めるか。また、各部会の共通の検討事項に関して、整理・検討いただけないかということ。

2つ目に関しまして、評価部会で審議された農薬につきましては、幹事会においては、評価部会の判断を最大限尊重し、事実誤認や食品健康影響評価に関連する部分のみを御審議いただけないかというもの。

また、3つ目としまして、重版剤につきましては、評価部会のほうにもかかわる話でございますが、評価部会、幹事会ともに追加された試験でありますとか、ARfDの設定が必要なものはそちらに係る部分。また、暴露評価対象物質とか、肝肥大に関するような、新たに判断が必要となってくる部分を中心に御審議いただけないかということで、さきの3月の幹事会のほうで事務局より御説明を差し上げて、御了承いただいたものでございます。こちらについては、新任の先生もいらっしゃいますので、お配りしているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○西川座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは、農薬専門調査会の運営体制に関する事項については、事務局の御提案どおりの修正とすることといたします。

次に、議事7 各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び座長代理の指名、幹事会に所属する専門委員及び専門参考人の指名に入りたいと思います。

農薬専門調査会は、先ほど説明がありました資料4の「農薬専門調査会の運営体制に関する事項（案）」に従って運営しております。

先ほど審議いたしましたように、今期は4つの評価部会を設けて、評価を進めることといたします。改正を御了承いただきました専門調査会の運営体制に関する事項の第3条第3項に基づき、農薬専門調査会の座長といたしまして、4つの評価部会に所属する専門委員を指名したいと思います。

事務局から、資料を配付の上、御紹介いただけますでしょうか。

○濱砂課長補佐

お配りしますので、少々お待ちください。

(資料5 配付)

○濱砂課長補佐

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、ただいまお配りした資料に基づきまして、御紹介いたします。

説明では、お配りしたほうは各代謝とか植物とか、その順になってはいますが、こちらの五十音のほうで御紹介させていただければと思います。

評価第一部会には、赤池専門委員、浅野専門委員、石井専門委員、篠原専門委員、清家専門委員、豊田専門委員、中塚専門委員、平塚専門委員、福井専門委員、藤本専門委員、堀本専門委員、森田専門委員、吉田専門委員。

評価第二部会には、小澤専門委員、久野専門委員、桑形専門委員、中島美紀専門委員、平林専門委員、本多専門委員、増村専門委員、松本専門委員、山手専門委員、山本専門委員、義澤専門委員、若栗専門委員、渡邊専門委員。

続いて、評価第三部会には、太田専門委員、小野専門委員、腰岡専門委員、佐藤専門委員、杉原専門委員、高木専門委員、永田専門委員、中山専門委員、納屋専門委員、八田専門委員、藤井専門委員、美谷島専門委員、安井専門委員。

評価第四部会には、乾専門委員、加藤専門委員、川口専門委員、代田専門委員、高橋専

門委員、玉井専門委員、中島裕司専門委員、長野専門委員、西川専門委員、根岸専門委員、本間専門委員、與語専門委員となっております。

以上です。

○西川座長

ありがとうございました。

事務局に紹介いただいたとおり御指名したいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、専門委員の皆様が所属する評価部会が決まりました。

次に、各評価部会の座長の件ですが、農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第3条第4項に基づき、農薬専門調査会座長といたしまして、4つの評価部会の座長を指名したいと思います。

まず、評価第一部会は浅野専門委員にお願いしたいと思いますが、事務局で御意向を確認できますでしょうか。

○瀧砂課長補佐

それでは、確認させていただきまして、後ほど御報告をさせていただきます。

○西川座長

次に評価第二部会は、松本専門委員にお願いしたいと思います。

松本専門委員、いかがでしょうか。

○松本専門委員

お受けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○西川座長

よろしくお願ひいたします。

評価第三部会は、小野専門委員にお願いしたいと思います。

小野専門委員、いかがでしょうか。

○小野専門委員

お引き受けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○西川座長

よろしくお願ひいたします。

評価第四部会は、本間専門委員にお願いしたいと思います。

本間専門委員、いかがでしょうか。

○本間専門委員

お受けいたします。よろしくお願ひします。

○西川座長

よろしくお願ひいたします。

それでは、松本専門委員、小野専門委員、本間専門委員、座長をお引き受けいただき、ありがとうございました。

続きまして、農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第3条第6項に基づき、それぞれの評価部会の座長から、それぞれの評価部会の座長代理を御指名いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、評価第一部会につきましては、浅野専門委員がお引き受けいただけるのであれば、事務局のほうであわせて御意向を確認してください。よろしく申し上げます。

次に、松本評価第二部会座長は、どなたを御指名でしょうか。

○松本専門委員

平林専門委員、それから義澤専門委員にお願いしたいと思います。

○西川座長

二人とも今日は御欠席ですので、事務局で御意向を御確認ください。

○濱砂課長補佐

確認させていただきます。

○西川座長

それから、次が小野評価第三部会座長はどなたを御指名でしょうか。

○小野専門委員

納屋専門委員と美谷島専門委員にお願いしたいと思います。

○西川座長

納屋専門委員、いかがでしょうか。

○納屋座長代理

はい、お受けします。

○西川座長

美谷島専門委員はいかがでしょうか。

○美谷島専門委員

お引き受けいたします。よろしく申し上げます。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

最後に、本間評価第四部会座長はどなたを御指名でしょうか。

○本間専門委員

長野専門委員と與語専門委員にお願いしたいと思います。

○西川座長

長野専門委員、いかがでしょうか。

○長野専門委員

お引き受けいたしました。

○西川座長

與語専門委員はいかがでしょうか。

○與語専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

よろしく願いいたします。

それでは、評価第一部会につきましては、事務局で浅野専門委員の御意向を確認できましたでしょうか。

○瀧砂課長補佐

御報告申し上げます。

まず、浅野専門委員から、評価第一部会の座長の御就任について御快諾いただきました。

また、座長代理につきましては、平塚専門委員と堀本専門委員をお願いしたいとの御意向がございましたので、こちらにつきましては、各先生方の御意向を確認して、また後ほど御報告させていただきます。

○西川座長

よろしく願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めます。

農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第2条第3項に基づきますと、幹事会は、農薬専門調査会座長及び座長代理、部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成することになります。

したがって、農薬専門調査会の座長代理及び評価部会の4人の座長に、幹事会委員になっていただくことになります。

さらに、農薬専門調査会座長として、専門分野と御経験を考え、赤池専門委員、上路専門参考人、三枝専門参考人、代田専門委員、清家専門委員、中島美紀専門委員、永田専門委員、長野専門委員、林専門参考人、森田専門委員、與語専門委員を幹事会委員として指名したいと考えます。

赤池専門委員、いかがでしょうか。

○赤池専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

よろしく願いいたします。

代田専門委員、いかがでしょうか。

○代田専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

清家専門委員、いかがでしょうか。

○清家専門委員

お引き受けいたします。よろしく願いします。

○西川座長

長野専門委員、いかがでしょうか。

○長野専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

林専門参考人、いかがでしょうか。

○林専門参考人

お引き受けいたします。

○西川座長

森田専門委員、いかがでしょうか。

○森田専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

與語専門委員、いかがでしょうか。

○與語専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

ありがとうございました。

本日御欠席の上路専門参考人、三枝専門参考人、中島美紀専門委員、永田専門委員の御意向を事務局で確認できますか。

○濱砂課長補佐

それでは、確認させていただきまして、後ほど幹事会の冒頭で御報告させていただきます。また、平塚専門委員、堀本専門委員、平林専門委員、義澤専門委員の各部会の座長代理に関する御意向につきましても、あわせて幹事会の冒頭で御報告をさせていただければと思います。

○西川座長

よろしく願いいたします。

それでは、幹事会は次の13名の専門委員、専門参考人、すなわち赤池専門委員、浅野専門委員、小野専門委員、代田専門委員、清家専門委員、長野専門委員、納屋専門委員、林専門参考人、本間専門委員、松本専門委員、森田専門委員、與語専門委員と私西川が委員を務めることとなります。また、上路専門参考人、三枝専門参考人、中島美紀専門委員、永田専門委員への確認の結果、御承諾いただけるのであれば、4人を合わせて合計17名の体制となります。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、幹事会の座長と座長代理を決めたいと思います。

資料4の専門調査会の運営体制に関する事項、第2条第4項に基づきますと、幹事会の座長は農薬専門調査会の座長がその職務を行うとなっております、私が幹事会の座長を務めることとなります。

座長代理につきましては、第2条第6項に基づきまして、幹事会の座長が指名するとされています。したがって、幹事会の座長代理には農薬専門調査会の座長代理である納屋専門委員を指名したいと考えます。いかがでしょうか。

○納屋座長代理

お受けさせていただきます。

○西川座長

よろしくお願いたします。

それでは、評価体制案につきましては、事務局のほうで休憩時間を利用し、決まりましたこと等を追加し、修正の上、次の幹事会資料として配付できるよう準備をお願いいたします。

それでは、全体を通じてでも結構ですが、何か不明な点等ございましたら、どうぞお願いいたします。

特にございませんか。ないようですので、ほかに事務局から何かございますか。

○瀧砂課長補佐

次回お集まりいただきます幹事会、あと各評価部会の開催についてお知らせいたします。

まず、幹事会ですが、こちらはその後、休憩を挟んだ後にもございますが、6月13日の水曜日。評価第一部会につきましては、5月25日の金曜日。評価第二部会につきましては、5月21日の月曜日。評価第三部会につきましては、5月はございませんで、6月4日の月曜日。評価第四部会は、5月14日の月曜日にそれぞれ開催を予定してございますので、よろしくお願いたします。

また、御審議いただきます評価書及び必要な書類につきましては、準備が整い次第、各先生方のお手元にお届けしますので、よろしくお願いたします。

この後は少し休憩をいただきまして、配置換え等がございますので、その後4時15分から第159回農薬専門調査会幹事会を開催いたしますので、幹事会の先生方につきましては、引き続きよろしくお願いたします。

また、休憩時間を申し上げましたが、机の配置換え等を行いますので、机上の資料とか、お荷物、お飲み物につきましては、お持ちいただいた上で隣の大会議室のほうで御休憩いただけますと幸いです。

なお、机上にお配りしております資料のうち、初めに申しあげました資料の送付に関するものにつきましては、休憩時間のときにこちらで回収いたしますので、机の上にそのままにしていいただければと思います。

また、傍聴者の方で幹事会も傍聴される方につきましては、そのままお待ちいただければと思います。

以上です。

○西川座長

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

そのほか、何かございませんでしょうか。

ないようです。以上をもちまして、第49回農薬専門調査会を閉会いたします。

幹事会委員の皆様におかれましては、お疲れのところ申しわけございませんが、引き続き幹事会を開催いたしますので、お残りいただきたいと思ひます。

また、その他の委員の皆様におかれましても、お時間の許す限りお残りいただき、傍聴していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

以上